令和７年度　さんむ医療センター
看護師及び助産師奨学金等貸付募集要項

令和６年 11 月

地方独立行政法人さんむ医療センター　人事課

≪　制度の概要　≫

地方独立行政法人さんむ医療センターでは、現在又は将来において看護師又は助産師（以下、「看護師等」という。）を目指す学生の育成と、看護師等の確保を図るため、資格取得後、直ちに正職員の看護師等として当院に勤務することを希望する看護学生を対象に、修学等に必要な奨学金を貸付します。

１　申請資格

資格取得後、直ちに当院に正職員の看護師等として勤務することを希望する看護学生

（看護師等養成施設（大学・短大・専門学校等）への令和７年４月入学予定者を含みます。）

※他の医療機関等の看護師等修学資金等の貸付けを受けている者、若しくは、受けた者でその返還の債務の履行を終えていない者等を除きます。

※令和３年度入学者より山武市看護学生奨学金制度と統合することとなりました。

> 本制度は、看護師等の育成を図ることを目的とした貸付ではありますが、貸付けが免除される条件を満たさない場合はすべて返還（有利子）となりますので、ご注意ください。

２　貸付金額・貸付期間・返済免除期間

名称	貸付対象	貸付金額	貸付期間	返済免除の要件
制度１	看護師養成機関の在学生	月額 ５万円	看護師養成機関の修学年数	奨学金の貸付を受けた期間に相当する年数（１年未満の月数があるときは、これを１年とする）を、正職員の看護師等として勤務した場合
制度２	看護師養成高校の在学生	月額 ２万円	５年間	
制度３	看護学部(４年制大学)の在学生	月額 10 万円	４年間	

※看護師免許取得後、助産師養成機関への進学を希望する場合はご相談ください。

＜振込予定日＞

年２回、４月 25 日と 10 月 25 日に６か月分を振り込みます。

土・日曜日、祝日に該当する場合は、その前の平日になります。

（振込日は変更することがあります。）

３　募集人数

１０名以内

４　申請方法

次の書類を、持参又は郵送により提出してください。
申請書類は、ホームページからダウンロードすることも可能です。

（１）奨学金貸与申請書
（２）履歴書
（３）在学証明書　（入学予定者は、入学選考合格通知の写し）
（４）成績証明書　（入学予定者は、卒業（予定）高校等の調査書）
（５）親権者（法定代理人）同意書　（未成年の場合）
（６）振込口座届出書
（７）誓約書
（８）連帯保証人の印鑑登録証明書
（９）さんむ医療センター奨学金制度以外の奨学金制度申請及び貸与状況報告書

≪連帯保証人について≫
誓約書提出時に、連帯保証人２名を立てていただく必要があります。
連帯保証人になれる人は、成年で独立の生計を営み、奨学金の償還及び利息の支払いの債務を、連帯して負担する責任を負うことができる者とします。
このため、同一生計内から２名立てることはできません。

※募集要項に記載されていない書類以外にも必要に応じて、所得証明書等の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

５　申請期限

令和７年２月 21 日（金）必着

注）さんむ医療センター人事課へ直接持参の場合、土・日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～翌年１月３日）は行っておりません。
注）郵送で提出する場合は、必ず「書留」にしてください。

６　選考方法

申請書類および面接による選考
※面接の日程および会場については、別途連絡します。
選考結果は、後日通知いたします。

７　奨学金の償還（返還）免除

看護師等養成課程を修了し、看護師免許又は助産師免許取得後、直ちに正職員の看護師等として、当院に返済免除期間（上記２の表記載）を勤務したとき、奨学金の償還及び利息をすべて免除します。

※就職時に追加書類として「借用証書」及び「償還猶予申請書」等を提出いただきますので、あらかじめご了承ください。

８　奨学金の償還（返還）

退学など貸付け目的を達成する見込みがなくなったとき、又は看護師等養成施設を卒業した月の翌月初日から１年以内に看護師免許を取得しなかったときなどは、奨学金の貸付けを中止し、原則一括にて償還（返還）していただきます。（その他償還についてのご相談は、随時対応いたします。）

※追加書類として「借用証書」及び「保証人の印鑑証明書」等を提出いただきますので、あらかじめご了承ください。

（１）償還利息

奨学金の貸付けが停止されたときや、目的を達成する見込みがなくなったと判断されたときには、償還決定の日から償還の日までの日数に応じ、年２．４％の割合（令和６年１月１日時点。実際は、償還が生じた年の特例基準割合により算出します。）で計算した償還利息を支払っていただきます。

（２）延滞利息

奨学金を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額に年８．７％の割合（令和６年１月１日時点。実際は、償還が生じた年の特例基準割合により算出します。）で計算した償還利息を支払っていただきます。

９　病院見学

ホームページやパンフレットだけでは伝わらない地域医療の現場を体感していただき、将来当院で働くことをイメージできるよう、病院の見学を行っております。詳しくは、下記の連絡先にお問合せください。

〔お問い合わせ・書類提出先〕
〒２８９－１３２６　千葉県山武市成東２５０番地
地方独立行政法人さんむ医療センター　人事課人事係
電話　０４７５－８２－２５２１（代表）
（平日　８時３０分から１７時１５分まで）